

発議第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日 提出

令和2年5月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂倉	広子
賛成者	鳥羽市議会議員	濱口	正久
賛成者	鳥羽市議会議員	河村	孝
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上	健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜口	一利
賛成者	鳥羽市議会議員	世古	安秀

提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済への影響を鑑み、議会の議長、副議長及び議員の期末手当の減額措置を行いたく、本提案とするものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 7 号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 令和 2 年 6 月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当に関する第 5 条の  
規定の適用については、同条第 2 項第 1 号中「100 分の 155」とあるのは、「100  
分の 108.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。